

神戸市、阪神電気鉄道株式会社の六甲山森林保全に関する基本協定書

神戸市（以下「甲」という。）及び阪神電気鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、六甲山の森林保全に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が六甲山において、森林の防災機能の向上、景観の改善、市民リクリエーションの向上及び地域の活性化を目的として、次条に掲げる事業（以下「本事業」という。）を協力して実施することを目的とする。

（実施事項）

第2条 前条に基づき甲及び乙が実施する本事業は、以下の各号のとおりとする。

- （1）人工林の間伐など基盤となる森林整備
- （2）市民が森林を活用できる施設の整備
- （3）その他目的達成のため必要な事項に関すること

2 本事業を効果的に推進するため、甲及び乙は適宜協議を行うものとする。また、必要に応じて、地域団体とも意見交換を行うものとする。

3 本事業の具体的な事項については、各々関係する当事者と合意のうえ、各々の事業主体を決定する。

（対象地）

第3条 本協定にいう六甲山とは別図に示す範囲とする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による特段の申し出がないときには、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ決定する。また、甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行う。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

平成28年1月5日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 大阪市福島区海老江1丁目1番24号
阪神電気鉄道株式会社
代表取締役・社長 藤原 崇起

別図（第3条）

